

法第6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

[illegible]

法第6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

変更年月日	変更の理由		郵便局・会社の営業所の別	整理番号	名称	簡易郵便局	所在地	過疎地	(1)郵便窓口業務	(2)銀行窓口業務	(3)保険窓口業務	(4)受託郵便貯金管理業務	(5)受託簡易生命保険管理業務	関連銀行又は関連保険会社の営業所	備考
R5.7.1	業務変更	変更前	郵便局	828410	東白川高野簡易郵便局	○	福島県東白川郡棚倉町富岡寺ノ前173-2	○	○	○	○	○	○	-	
		変更後	営業所	828410	東白川高野簡易郵便局	○	福島県東白川郡棚倉町富岡寺ノ前173-2	○	○	○	×	○	○	-	
R5.7.1	契約解除	変更前	営業所	947110	安浦簡易郵便局	○	北海道函館市安浦町81-1	○	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R5.7.3	住居表示変更	変更前	営業所	127260	巢本簡易郵便局	○	新潟県五泉市論瀬旅屋1993-2	-	○	○	×	○	○	-	
		変更後	営業所	127260	巢本簡易郵便局	○	新潟県五泉市論瀬1993-2	-	○	○	×	○	○	-	
R5.7.3	移転	変更前	郵便局	216490	名古屋つつじが丘郵便局	-	愛知県名古屋市長東区つつじが丘302	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	216490	名古屋つつじが丘郵便局	-	愛知県名古屋市長東区つつじが丘301	-	○	○	○	○	○	-	
R5.7.15	契約解除	変更前	営業所	828290	石筵簡易郵便局	○	福島県郡山市熱海町石筵下水上47-1	-	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R5.7.17	契約解除	変更前	営業所	517150	安芸吉川簡易郵便局	○	広島県東広島市八本松町吉川377-19	-	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R5.7.18	移転	変更前	郵便局	472730	田辺朝日ヶ丘郵便局	-	和歌山県田辺市朝日ヶ丘12-1	○	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	472730	田辺朝日ヶ丘郵便局	-	和歌山県田辺市朝日ヶ丘10-5	○	○	○	○	○	○	-	
R5.7.18	新設	変更前	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		変更後	郵便局	714330	イオンモール熊本内郵便局	-	熊本県上益城郡嘉島町大字上島2232	-	○	○	○	○	○	-	
R5.7.24	移転	変更前	郵便局	310840	野々市郵便局	-	石川県野々市市本町3-16-28	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	310840	野々市郵便局	-	石川県野々市市本町4-3-2	-	○	○	○	○	○	-	
R5.7.24	移転	変更前	郵便局	704070	波照間郵便局	-	沖縄県八重山郡竹富町波照間106-2	○	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	704070	波照間郵便局	-	沖縄県八重山郡竹富町字波照間84-1	○	○	○	○	○	○	-	

法第6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

変更年月日	変更の理由		郵便局・会社の営業所の別	整理番号	名称	簡易郵便局	所在地	過疎地	(1)郵便窓口業務	(2)銀行窓口業務	(3)保険窓口業務	(4)受託郵便貯金管理業務	(5)受託簡易生命保険管理業務	関連銀行又は関連保険会社の営業所	備考
R5. 7. 26	新設	変更前	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		変更後	郵便局	814000	仙台錦ヶ丘郵便局	-	宮城県仙台市青葉区錦ヶ丘1-2-9 6	○	○	○	○	○	○	-	
R5. 7. 31	移転・改称	変更前	郵便局	713190	川沿郵便局	-	熊本県玉名郡和水町長小田3 5 3-2	○	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	713190	なごみ川沿郵便局	-	熊本県玉名郡和水町竈門1 9 4 2-1	○	○	○	○	○	○	-	

注 1 郵便局及び会社の営業所の別に整理すること。
2 当該郵便局又は当該営業所が簡易郵便局である場合は、「簡易郵便局」の欄に「○」を記入すること。
3 所在地が第四条第五項に規定する過疎地に該当するときは、「過疎地」の欄に「○」を記入すること。
4 (1)から(5)までについては、実施する業務には「○」、実施しない業務には「×」を各該当欄に記入すること。
5 当該郵便局又は当該営業所に関連銀行又は関連保険会社の営業所が併設されている場合は、併設されている営業所に応じて、「関連銀行又は関連保険会社の営業所」の欄に「関連銀行」又は「関連保険会社」を記入すること。その他届出時の状況に応じて備考欄に記入すること。